

第4号議案 全日本柔道連盟 総務委員会からのお願いについて
全日本柔道連盟総務委員会 = 浜島正剛総務委員

平成16年度から登録費が改正となり、今までは未徴収であった小学生からも徴収することになりました。登録費についてはいろいろなお考えがあることは(財)全日本柔道連盟としても十分承知しているところです。しかしながら、以下に示すように競技団体にその競技に関わる全ての人間が登録することは、様々な面から考えても必要なところでありますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

また、本年度(平成17年度)より、「全柔連傷害補償・見舞金制度」の内容も変更になっておりますので、ご確認下さい。

1 登録の義務

登録は、日本柔道の競技面における統括団体、財団法人全日本柔道連盟の一員としての「証」です。したがって、全日本柔道連盟は勿論のこと、各都道府県柔道連盟(協会)、社団法人全日本学生柔道連盟、全日本実業柔道連盟およびその下部組織において、役員として活動する全ての人々が「全柔連登録」しなければなりません。また、それらの組織・団体が開催する大会などの諸行事に、役員・係員(ボランティアを除く)・監督・コーチや選手として参加するには、予め、全日本柔道連盟の登録手続きが完了していなければなりません。

なお、昇段する場合も、財団法人講道館との申し合わせにより「全柔連登録」が一つの条件になります。ただし、例外として、財団法人日本中学校体育連盟が主催する関連の大会・行事に参加する場合は、日本中体連との取り決めにより、「全柔連登録」がなくても参加できるようになっています。

2 登録の意義

- (1) 登録は、財団法人全日本柔道連盟の一員としての証明書、いわゆる柔道界のIDカードです。
- (2) 登録は、財団法人全日本柔道連盟の役員・指導者(監督・コーチ)・選手としての活動を保証するものです。
- (3) 柔道界の組織は、柔道人が中心となって物心両面から自ら支えて運営していくのが大原則です。柔道人が柔道を支える気持ちを形に表したものが登録費です。柔道人からお預かりした登録費は、全日本柔道連盟の運営資金の基幹となっています。
- (4) 登録人口はその競技の人気を示すバロメーターです。より多くの人々に登録していただくことが、柔道の社会的位置づけを高めることとなります。

3 登録の仕組み

- (1) 登録する個人または団体は、個人の居住地(団体の場合は所在地)または個人が所属する団体の所在地のいずれかを統括する都道府県柔道連盟(協会)を通して登録します。
- (2) 登録の申請は全柔連所定の登録申請書を使用し、毎年5月末までに手続きをしてください。登録費は登録手続きの折同時に納入します。期限をすぎても追加登録の手続きは出来ます。
- (3) 登録手続きが完了しましたら、全柔連発行の「登録証」が発行されます。
- (4) 登録手続きの事務の流れは次の通りです。

個人・団体

下部組織(都道府県支部)

都道府県柔道連盟(協会)

全日本柔道連盟事務局

別紙資料参照

第5号議案 全日本柔道連盟 審判委員会からの報告
全柔連審判委員会 = 高橋健司審判委員会委員

1, 審判委員会の情勢について

平成15年度の審判委員会会議において講道館柔道試合審判規定を一部改正する方向で意見がまとまったため、昨年度まで具体的な内容の検討が行われた。国際柔道連盟試合審判規定では罰則の二分化が取り入れられ、「注意」「警告」の表示がなくなるなど、国内規定と国際規定の取扱いが大きく異なった現状などから、講道館の精神に外れていなければ国際柔道連盟試合審判規定の良いところを取り入れ、整理していくべきという視点に立って小委員会で意見交換や協議が行われてきた。しかしながら、講道館柔道の本質面に関することについて多様な意見があることや、アテネオリンピック以降、審判上の新たな論議を呼ぶ内容がみられ始めたこともあり、現時点で中断しているところである。

少年規定においては、改正すべきいくつかの内容が論議され、小委員会においても規定の文言や内容の取扱いについて精査を行ってきたが、IJF審判委員会の中で、少年の大会において好ましくない展開を規定として導入してはという意見も話題として出ている現状をふまえ、なお一層の検討を重ねる必要がある。

今後の国際規定、講道館規定の改正を受けて、現状の課題も含め、少年規定が検討される時期を待つところである。

(1) 平成18年度の審判委員会事業計画(抜粋)

審判委員会、審判小委員会、審判選考委員会の開催
全柔連公認審判員Aライセンス学科試験、実技試験の実施
Aライセンス審判研修会の開催(地区分けによる3回)
各大会における審判委員の配置(年6大会)... 審判選考委員による審査
地方審判員講習会の開催(年2回)... 奈良県・宮崎県の予定
審判員の海外派遣(帯同審判員、IJF試験、IJFセミナー)

(2) IJFの審判情勢

~ は平成17年度「全中大会委員長会議」以降の事項、 は平成18年度からの事項
カイロ世界選手権大会[2005.9エジプト]の審判報告(抜粋)

- ・決勝ラウンドでは16人が2試合場で32名、決勝戦は8人×2試合場で16名という人員配置で行われた。いずれも審判委員会委員に認められなければ選考されない。
 - ・審判会議では、同じ内容の双方「指導」は避け、少し長く見ても片方に与えるべきであること、寝技での攻防をしっかりと見ることが確認された。
 - ・技の攻防を継続して見ることにより、寝姿勢から立ち姿勢、投げられた後の捨て身技による返し技などの見極めが難しいケースとなった。
- IJF 審判委員会・理事会・総会[2005.9 カイロ]等の審判関連事項(抜粋)
- ・試合中の審判困難なケースについて、IJF 審判委員会の判断材料として誤審防止を目的としたビデオカメラとコンピューターを導入したシステム(CARE: Computer Aided Replay)は、ジュリー(審判委員)自身が意思確立のために今後導入することを考えている。アテネの世界選手権ではテストは行われず、本年度ドミニカの世界ジュニア大会で行うことが予定されている。
 - ・ダイビングによる直接「反則負け」の場合は、レペチャージ(敗者復活戦)に進出できることに変更したいとの提案があり、承認された。しかし、蟹鉋、腋固、河津掛など相手に危害を加えたり、柔道精神に反する行為による直接「反則負け」は、現行通りレペチャージに出場することはできない。この変更は、総会で承認され、カイロの世界選手権大会で適用された。
 - ・IJF 審判ライセンス保有者の資格年齢について、現行の60歳から65歳に引き上げる提案が各大陸から提出され、総会で承認された。

- ・審判規定上の軽微な変更点等については、速やかな情報伝達を行うために、今後、IJFのホームページ上に告知板（Notice Board）を設け、活用することになった。
「場内外の境界線における動作」について
- ・ヨーロッパ柔道連盟EJU審判委員会が、より簡潔な解釈の規定適用（場内外境界線における動作に関する規定）を本年2月に開催したフランス国際柔道大会で試験的に導入した。これは現行審判規定において立ち技における場外際での投げの評価、場内外の見極めが非常に困難なケースがあることから、アテネの会議で話題になったことにある。

試合場 [第1条]
 試合場は、試合場内と安全地帯の2つのゾーンに分ける。
 試合場内は引き続き最小で、8m×8m、最大で10m×10mとする。
 安全地帯は、（別色で）幅3mとする。

危険地帯 [第1条 - 第2段階]
 現行の危険地帯（赤）は取りやめる。しかしながら、赤畳の使用はしばらくの間、継続する。

危険地帯での罰則 [第27条 - 「指導」 - 4]
 危険地帯がなくなることにより、危険地帯内に（通常5秒を超えて）いた場合与えられる「指導」を取りやめる。第8条にあるジェスチャーも、とりやめる。

場内外の境界線での状況について [第9条 - 試合の場合（場内）]
 この条項は、「寝技」に関する規定の段落以外すべて変更される。場内外の境界線での立ち姿勢（立技）の動作（action）中に適用される基準は、以下の通りである。
 「少なくとも試合者一方の身体の一部が試合場内に触れていれば、その動作（action）は得点の対象となり得る。」
 現実的には、現行の寝技の規定と同じ基準となる。

試合場から外に出る行為について
 何ら変更無しとし、現行のルールを適用する。（自ら、もしくは相手の力によって）動作（action）なしに試合場内から外に出る行為に対しては、第27条「禁止事項と罰則」の以下の罰則が適用される。
 指導（軽微な違反）

20) 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。

IJF 審判委員会では、すべての大陸においてジュニアやシニアレベルの大会で試験的に導入することにより、情報収集することを推奨している。IJFでは、2006年ドミニカ共和国（PJU）で開催される世界ジュニア大会で公式に試験的導入を行う。国内でも、9月に埼玉県上尾で開催される全日本ジュニア大会において試験的に導入して試合を行う。

(3) 国内の審判関連に関する情勢

～ は平成17年度「全中大会委員長会議」以降の事項、以降は平成18年度からの事項

講道館規定について

- ・大会における試合場の規模（畳数）について、各方面より運営事情から小規模試合場敷設の要望があり、実情をふまえて柔軟に対処していくことで検討が進められている。
- ・国際規定にあって講道館規定にはない罰則や、国際規定と同じ扱いで適用できる内容の検討を行っている。
- ・「出足払い」とはいえない「足けり」については、反則をとることで一致している。周知させるため、「審判マニュアル」で説明することを確認した。

定年後の審判活動について

- ・国内審判員の定年年齢は60歳であり、定年後の活動については顧問審判員も含め、講習活動な

どに限定されており、審判はしないことになっている。一方で県、市町村レベルの大会運営において、審判員確保に支障をきたしているところもあり、このような状況に対して対応策の要望が届いている。審判委員会では、厳格に守ってこそ制度の意義があり、若手の育成も進むという意見と、地区の実情によって柔軟に対応するが、保険加入を義務づけておくことや、現状把握が十分ではないので、今後、アンケートによる調査が必要であるという意見に集約され、継続審議となっている。

冊子「審判マニュアル」について

- ・「2004 I J F の要点」は省くことを前提に、改訂作業を進めている。残すべき内容と追加案など付け加えるものは、大会運営関係と審判関係の棲み分けをする立場から、試合関係に必要な項目を「参考資料」として載せることが確認されている。帯の締め方に関することで、いわゆる「差し込み」は審判員が指示する。度々従わない場合は、「審判員の指示に従わない」が適用される。ただし、この件は代表者会議、審判会議などを通して指導していくことにとどめ、「審判マニュアル」には載せないことを確認した。

上記ダイビングによる直接「反則負け」について

- ・国内ではこれまで事故もあることであり、国内において I J F と別の運用があってもよいのではないかという意見があり議論されたが、新しい見解には至らず、新規の I J F 適用を確認するにとどまった。高体連の大会においては、教育的配慮を鑑み、従来通りの適用を踏襲することが確認された。
- ・ダイビングの解釈は、正面に向かって背屈しながら跳び上がる展開をさす。したがって、ひざをつけて低く回った背負い投げなどは異質であることなど、見極めについて留意する必要がある。

柔道試合審判教材ビデオ「技の判定」の販売について

- ・実際の試合で起こった微妙な技の判定や、反則の判断等を編集し、審判員用の教材ビデオとして3月末より1,000円（消費税込み、送料無料）で販売されている。注文、問い合わせ先は全柔連総務課（03-3818-4199 FAX 03-3812-3995 担当：前田）まで。

審判服販売元の変更について

- ・上記について、丸紅メイトによる販売が年度途中より予定されている。従来の審判服で審判の対応は可能であり、審判服の変更ではない。なお、10月に行われる国体より、新規販売予定のネクタイを使用すること。

夏服におけるネクタイの着用について

- ・原則として着用するが、大会の申し合わせとして、はずしてもよいことが確認された。

2、中体連が直面している審判上の検討課題など

(1) 中学校大会における審判員の確保

大会の競技運営上、審判員不足のため、各方面からご協力をいただく機会があるが、審判員の不足に苦慮している現状がある。ライセンスを有していない審判員による審判活動中の事故は、大会当局扱いと判断されることもあり、責任所在の在り方についても困難を極めるケースも考えられる。ご協力いただける審判員の中には、国際規定による審判活動が多いため、少年規定上の罰則や教育的配慮の適用に困惑している様子がうかがえる。講道館規定の下に、さらに少年規定が適用されることに対する違和感、抵抗感などがある。国際規定の審判に多く携わって国内規定の関わりが薄くなってしまった審判員に、少年規定の基本理念を理解していただき、どう深めていただくか今後の課題である。

(2) 少年規定について

ケンケン内股の解釈について

2003年3月31日付で「2001」初版が発行され、誤植や表現の変更、加筆などの改訂を行い、上記冊子が2004年3月31日付けで発行された。

2004版の改訂では「ケンケン内股等」の「等」が削除されているが、平成12年1月12日改正版「講道館柔道試合審判規定」には「通称ケンケン内股等」が記載されており、新たな改訂版が発行

されていない。日本中体連規約では、ルールの変更については1年間据え置くという扱いがあるため、昨年度、第36回全国中学校柔道大会では、背部を持って「ケンケン内股等」から連絡変化した技の解釈については従来通りとして扱った。

2004版の内容の取扱いについて審判委員会に確認したところ、講道館柔道試合審判規定の改訂版は、現在検討している改正が済んでから発行手続きに入るとのことで、2004版で示した内容については、昨年度から適用していることを確認した。

したがって、本年度の少年大会において「ケンケン内股」のみ特例であるということを経済の少年大会で周知徹底していく必要がある。

<参考>

- ・冊子 国際柔道連盟試合審判規定[2003年 4月14日施行]の改訂版は、2004年3月18日付で発行されている。講道館柔道試合審判規定[平成13年 6月 4日]の改訂版は、初版以降発行されていない。内容によっては「全柔連審判委員会注釈」という形で各地区柔道連盟(協会)に文書通達がされているが、改正点などは特になかったため、現在に至っている。

(3) 少年規定適用上の課題少年の試合において審判規定、少年規定、取扱い統一条項の条文、審判員マニュアルに照らし合わせても、適用しきれない解釈の幅を超えた場面や展開に遭遇することがあり、その都度その扱いについてどうしたらよいのかという質問がたびたび出され、全柔連審判委員会のご回答をいただいたものを勘案し、中体連として暫定的に「申し合わせ事項」を文化して対応している現状がある。

また、本来、規定として扱われるべき内容が、マニュアルに記載されていて規定を飛び越えて明記されているのではないかという意見もある。

少年規定の基本理念である「危険防止、安全管理」と「正しい柔道」をしっかりとふまえながら、直面している課題を本講習会の場においてご回答いただき、これらの課題を解決したいと考えている。

第6号議案 全日本柔道連盟 強化委員会からの要請

全柔連強化委員会 = 金坂 茂強化委員会委員

1. 全柔連強化委員会主催の平成18年度ジュニア・ブロック合宿に関する情報及び要請
《ジュニア強化合宿開催の主旨》

*ジュニア選手の競技力向上 *中学校指導者の指導力育成

《開催期日 平成18年10月26日(木)～29日(月)》

- | | | |
|----------------|-----|-------------|
| (1) 北海道・東北ブロック | 福島県 | 福島市国体記念体育館 |
| (2) 関東・北信越ブロック | 埼玉県 | 埼玉県立武道館 |
| (3) 東海・近畿ブロック | 奈良県 | 天理大学武道館 |
| (4) 中国・四国ブロック | 徳島県 | 鳴門総合運動公園武道館 |
| (5) 九州ブロック | 長崎県 | 諫早市小野体育館 |

18年10月29日(日)午後『柔道フェスタ』を開催

2. ジュニア強化に関する中学生の海外派遣について

(1) 過去の海外派遣

ア. イタリアジュニア(3月末～4月上旬) 1991年～1997年の8大会参加
以後は不参加

イ. アメリカジュニア(隔年の8月中旬) 平成5年実施 以後は不参加

ウ. ドイツ遠征 (隔年の8月末～9月上旬) 平成6年実施以後は不参加

ドイツカデ国際大会(3月末～4月上旬) 平成10年より参加

*平成17年度のドイツカデ国際大会(18年3月)に、中学生を派遣した。

中体連コーチとして、水野博介氏(愛知県)を派遣。

エ. 韓国遠征 平成10年10月～11月

(2) 今後の海外派遣の考え方

*予算的には厳しいが、上記の大会参加は毎年実施していきたい意向はある。

*中体連派遣コーチ選考

同年度の全中開催県委員長

関東ブロック委員長着任順

12年度(九州ブロック) 花岡好朗(大分県委員長)

13年度(中国ブロック) 浜岡繁人(島根県委員長)

14年度(近畿ブロック) 前川勝(兵庫県委員長)

15年度(北海道ブロック) 鈴木常夫(神奈川県委員長)

16年度(関東ブロック) 飯塚隆典(埼玉県委員長)

17年度(東海ブロック) 水野博介(愛知県委員長)

3. その他

(1) 強化委員会の要望を聞き入れていただき感謝している。

今後、中学生の強化からシニアの強化までを連携させて、世界に冠たる日本柔道の存在感を示していきたい。